

前橋市監査委員公表第23号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年1月10日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	須	賀	博	史
同	新	井	美	咲子

文化スポーツ観光部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年8月23日～10月12日

措置通知書提出日 令和5年12月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：文化国際課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>アーツ前橋収蔵品等管理システム調達業務の委託契約において、契約規則第16条第1項では第6条の規定に準じて予定価格を定めるものとし、同条第3項では予定価格を記載した予定価格調書を封書とすると規定しているが、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。</p> <p>平成29年度及び令和2年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 契約書の記載事項について</p> <p>前橋文学館清掃業務の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。</p> <p>平成29年度及び令和2年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：スポーツ課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 行政財産使用料の算定について</p> <p>市民プール駐車場の土地に係る行政財産使用料の算定において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。</p> <p>不足する使用料の徴収を速やかに行うとともに、行政財産使用料条例にのっとり適正な使用料を算定するよう改善されたい。</p> <p>ア 行政財産使用料条例別表では、使用期間が1年に満たないときは、当該年額をその年度の日数で除した額に当該使用期間の日数を乗じて得た額とすると規定し</p>	<p>予定価格の秘密保持については、再度職員に対し契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルを確認させるとともに、決裁責任者による決裁・封入後、副館長による封入・保管確認を徹底するよう改善した。</p> <p>契約書の未記載事項については、契約保証金に関する事項欄に「免除」と記載した上で、受注者と契約書の訂正の取り交わしを完了した。</p> <p>再発防止対策については、適正な事務処理を行うため研修を実施し、過去の監査指摘事項や契約規則等について改めて周知徹底した。</p> <p>指摘を受けた不足する使用料2件については、令和5年11月29日に徴収した。</p> <p>行政財産使用料の算定については、行政財産使用料条例にのっとり適正な算定となるよう、関係条例等を再確認し、係長、正副担当者の複数の職員によるチェック体制を徹底するとともに、新たに使用料算出表を作成し確実に改善できる対応を行った。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>ているが、閏年である令和5年度の使用料の日割り計算に当たり、366日で除していなかった。</p> <p>イ 使用期間の日数を誤って算定しているものがあつた。</p> <p>ウ 計算途中の金額を誤って算定しているものがあつた。</p> <p>エ 行政財産使用料条例別表では、使用期間が1か月に満たない土地の使用料の額は、算定した額に100分の110（消費税及び地方消費税）を乗じて得た額とする規定しているが、その率を乗じていないものがあつた。</p> <p>(2) 地中線及びガス管の使用料の算定について</p> <p>大渡温水プール・トレーニングセンターの地中線及びガス管、市民体育館のガス管に係る使用料の算定において、行政財産使用料条例別表に定める道路占用料徴収条例別表で地中線及びガス管の長さについて、メートル未満の端数を切り上げるとの規定がないにもかかわらず、メートル未満の端数を切り上げて算定していた。また、地中線に係る使用料の算定においては、同条例第2条第3号の規定により、占用料の総額が100円に満たないときは100円とすべきところ、10円で算定をしていた。</p> <p>過大に徴収した使用料の還付及び不足する使用料の徴収を速やかに行うとともに、行政財産使用料条例にのっとり適正な使用料を算定するよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：観光政策課】</p> <p>1 補助金等交付事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 補助金の交付申請について</p> <p>前橋・赤城スローシティ地域づくり推進事業補助金の審査において、交付申請書に添付された収支予算書の繰越金収入額と、前年度収支決算書の収支差額とが不一致のまま、交付決定しているものがあつた。</p> <p>補助金等交付規則第5条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>指摘を受けた3件のうち、過大に徴収した使用料2件については、令和5年12月25日に還付した。</p> <p>また、不足する使用料1件については、令和5年12月14日に徴収した。</p> <p>地中線及びガス管の使用料の算定については、行政財産使用料条例にのっとり適正な算定となるよう、関係条例等を再確認し、係長、正副担当者の複数の職員によるチェック体制を徹底するとともに、新たに使用料算出表を作成し確実に改善できる対応を行った。</p> <p>収支予算書と不一致のあつた前年度収支決算書については、既に補助事業者から再提出を受け、当該不一致は是正している。なお、このことは、補助金の交付決定額には影響しない。</p> <p>今後は、早い時期から補助事業者と緊密な連絡調整を行い、収支予算書と前年度収支決算書を比較し、一致しているか確認を行うとともに、チェックリストによる係長、正副担当の複数人での確認を強化することで適正な事務処理を行う。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>2 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 切手の管理について</p> <p>ようこそまえばしを進める会の切手の管理において、82円切手の現物と受払簿の残高に不一致があった。</p> <p>令和2年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、切手は金券であり、換金性も高く、厳密な事務処理を行う必要があることから、適正な管理を行うよう改善されたい。</p>	<p>令和2年度の定期監査で指摘を受け、受払簿を作成して管理を行っていたが、年度を通して切手等の利用は少なく、確認機会が少ないこともあり、不一致の事実発生確認が遅れたと考える。</p> <p>既に、切手等を精算し、受払簿による管理業務を撤廃した。今後切手やはがき等を利用する場合、都度必要分のみを購入し、在庫を持たないようにすることで管理リスクを無くすよう改善した。</p>

産業経済部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年8月23日～10月12日

措置通知書提出日 令和5年12月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：公営事業課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 施設の管理について</p> <p>財務規則第184条において、主務課長は、その所管に属する公有財産について、使用状況の適否、維持保全状況の適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、ドームパーキングプラザ（5階建て）において、屋上に使用されなくなったアルミ部材等が放置してあり、風にあおられ落下の危険性があった。</p> <p>また、ドームパーキングⅡ（5階建て）において、施設内の車路側溝にゴミが詰まり、雨水が適切に排水できず、施設内に溢れていた。更に、閉鎖時において、1階北側出入口シャッターが故障により閉鎖できず、外部から容易に施設内に侵入できるなど、不十分な施設の管理状況であった。</p> <p>財務規則にのっとり、適切な施設の維持管理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（要望事項）</p> <p>(1) 施設の在り方について</p> <p>ドームパーキングプラザ及びドームパーキングⅡについては、グリーンドーム前橋及び利根西前売サービスセンター利用者の駐車場として利用されているが、利用実績が著しく少ないことから、平成29年度の定期監査において、施設の有効活用の検討を要望している。その対応として、平成30年2月に両駐車場の一般利用者への貸付け等、新たな利用形態を研究するとの措置報告があったが、その後、現在までに具体的な対策は講じられていないことから、利用状況に変化はなく、特にドームパーキングⅡは、寛仁親王牌や大規模なイベント開催時以外は閉鎖されている状態である。</p> <p>また、同監査結果では、両駐車場用地の賃借料について、路線価等により算定した適切な賃借料への見直しも要望したことか</p>	<p>ドームパーキングプラザ屋上に放置していたアルミ部材等は撤去を行った。</p> <p>また、ドームパーキングⅡにおいて、ゴミが詰まっていた施設内の車路側溝については、清掃を実施し、雨水が適切に排水できるようになった。</p> <p>さらに、ドームパーキングⅡの1階北側出入口シャッターは電気制御部分の故障により機械操作ができないが、手動による開閉は可能であり、現在は閉鎖済みである。</p> <p>今後、施設の不具合や危険物の放置などが無いよう施設の巡回頻度を高め、適切に施設の維持管理を行うよう改善した。</p> <p>ドームパーキングプラザ及びドームパーキングⅡの活用について、今年度から一般の定期利用者への貸し付けを目的に、関係課や関係団体と協議検討を行っている。</p> <p>施設の所有、維持について、現在使用しているグリーンドーム前橋の駐車場のうち、第1駐車場は公園用地として公園整備計画上の、第3～第6駐車場は河川敷として河川管理上の制約があり、これらの制約を受けるおそれがないのは、第2駐車場並びにドームパーキングプラザ及びドームパーキングⅡのみである。</p> <p>競輪やイベント開催時には、周辺の道路交通に支障を及ぼすことのないよう必要な駐車場を確保するという観点からも、直ちに立体駐車場の解体や土地の返還が可能とは判断できず慎重な検討が必要であるが、特に、ドー</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>ら、地権者と協議を行い、令和4年度から賃借料の減額見直しがなされたものの、施設を維持するには賃借料を支出し続ける必要がある。</p> <p>このほか、毎年度、消防設備やエレベーター設備の点検等の維持管理費用を要することや、今後、施設の老朽化の進展による修繕等経費の増加も予想される。</p> <p>駐車場の利用実績が著しく少ない中においても施設を維持するためには、毎年度、土地賃借料や維持管理費の負担が必要となることを踏まえ、施設の有効活用の促進のみならず、将来的な施設の在り方について、特にドームパーキングⅡを所有、維持していくことの妥当性も含め早急に検討を進められたい。</p>	<p>ムパーキングⅡは利用実績が著しく少ない中においても土地賃借料等の経費が発生し続けているので、解体や土地の返還も含めて、関係課と検討していくことを決定した。</p>